



法学研究科の4つの課題

中川, 丈久

(Citation)

凌霜, 409:24-26

(Issue Date)

2016-04

(Resource Type)

article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004165>





法学研究科の4つの課題

法学研究科長・法学部長 中川 丈久

昨年10月に法学研究科長を拝命しました。はじめての教授会が2015年10月21日にあり、奇しくも「バック・トゥ・ザ・フューチャー・パート2」で登場する「未来」と同じ日でした。その第一作の公開当時（1985年）、私は大学4年生でしたから、今の自分が当時の30年も先の未来にいることに、なんだか妙な感慨を覚えました。

自己紹介をいたしますと、大阪で生まれて4年間を過ごした後は、広島に11年、東京にも11年、アメリカ各地に幼少期を含めて通算5年、そして神戸で21年間を過ごしてきました。父が大学人であった影響を受け、私も大学人であることに何より誇りを持っています。

誰しも「プチ自慢」があるものですが、私の場合は、「バラク・オバマと一緒に憲法の授業を受けた」「米国最高裁のスカリア判事（つい先日亡くなりました）と一緒に有馬温泉に行つて温泉の入り方を教えた」「知財高裁を作るときに高松高裁を潰さずに済んだのは、私のアイデアのおかげかも（知財戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会第2回会合平成15年10月28日の議事録参照）」などです。

どの国の人にも受けるのが、やはりオバマ話です。100名以上いた教室の真ん中あたりに、ひよろりと瘦せた学生が座っ

ていて「教授のいう論理では現実には動かない」と舌鋒鋭く、かつリアルな例を出して挑戦していました。そんな彼を面白がってさらに議論を展開するトライブ教授との対話で授業が進んでいました。ただ、私に議論を楽しむ余裕などはなく、はじめて履修するロースクールの授業なので英語をしっかりと聞こうと、自分に割り当てられた座席の交換を前の学生に申し込んで、徐々に「前進」するのに躍起だったことを覚えています。

私の専門は法律学で、そのうち、国や自治体（要するにお役所）と私たち市民や企業との間の法律関係を扱う行政法という分野が中心です。そのため、役所とのつきあいが多く、その延長線で企業や弁護士さんたちもおつきあいをします。政治と直接つきあうことは避けていますが、役所という隔壁を通して透けて見えることがあります。

そうしたつきあいから常々感じるのは、政治家や経済界の人たちは、役所の考えることの「先」にいて、ということ。翻つて、大学関係者は、補助金をもらう立場であるためどうしても役所の考えを忖度してそれに付いていこうとする傾向が強く、その結果、役所の後追いの辛さをばやいているように思います。しかし、実際のところ役所に確固たる考えはないこと、ほうが多く、日本のネットワークの中心にいるけれども、自力

で何かを生み出すわけではなく、もっぱら調整しているだけというのが経験的に感じるところです。

ですから大学も役所の「先」に出て、補助金をもつ役所に大学の後追いをさせるようでない、大学が輝くことはないのだらうと思います。法学研究科の課題も、つまるところ、そこに尽きます。わたしは4つほどの課題意識をもっています。

第一に、法学研究科の第一級の研究実績を維持しながら、それを世間に知らしめるための工夫を、自分たちでどう凝らしていくかです。

学部と大学院の教育負担は増える一方ですが、研究時間や研究予算は増えません。その矛盾を解くべく、教育の効率化や研究インセンティブにつながる予算配分などを内部で検討中です。また「世界大学ランキング」が良くも悪くも浸透しつつある中で、それを自分たちの利益になるように使うにはどのような指標を提案すればよいかを考える必要があります、その一環として、さしあたり国際的な研究指標を今よりは見栄えをよくすることが望ましいと考えています。

とはいえ、法学研究科として共通した国際的指標を探すことは、なかなか難しいのが実情です。法学の多くは旺盛な国内需要があるため（論文や判例評釈、意見書、審議会等の依頼）、なかなか海外での論文発表（投稿）にまで関心を抱かないことが通例です。他方、政治学は若手世代を中心に国際的な舞台での研究発表が通例化していく（すでにそうなっている）と聞いております。法律学といっても、実定法学（私はこちらです）と基礎法学（法社会学、法哲学、法史学、比較法学等）とでまた事情は異なるでしょう。なかなか悩ましいところです。

第二の課題は、法科大学院の制度そのものの混乱をどう收拾するかです。

幸い、昨年の神戸大学法科大学院は司法試験の合格率で全国法科大学院中4位という非常によい結果を出しました。むしろ、合格実績は学生個人の頑張りが大きく、私たちがいくら力んでも影響は限られています。とはいえ合格者数・合格率が新聞でランキング化されて報道されるため、私たちもこれに左右されて気分がよい年と悪い年があるのが現実であり、今から9月の結果が心配です。

それはさておき、あまり知られていないことですが、神戸大学は、実は法科大学院制度の「生みの親」です。1999年のジュリスト誌1168号58頁で、神戸大だけが6頁ぶち抜きの「法学教育再編の構想」を掲げており、これを発表した同年9月の神戸シンポジウムこそが、法科大学院制度誕生の瞬間でした。文科省や法務省等の間で一気に流れができたのです。神戸大の発案になる法科大学院構想はきわめて高度な教育方法を駆使するので、これを提案した私たちは全国でも20校程度しか対応できないと考えていたのですが、当時の規制緩和の政治的激流に遭遇した結果、70校を超える認可がなされたのが、現在に至る混乱の始まりでした。「事前規制から事後チェックへ」というキャッチフレーズで司法制度改革は始まりましたから、そこから生まれた法科大学院制度への「事前規制」（認可を絞り込むこと）などまかりならん、というのが当時の雰囲気だったのです。

そのような経緯はありましたが、制度の発案者たる神戸大は、現在の混乱をどう軟着陸させるか、なにがしかの案を出すべき

だろうと（少なくとも私は）考えています。

第三は、教育の効率化という課題です。教育は大学の研究成果を（その一部に過ぎませんが）社会にダイレクトに還元する方法のひとつですから、大学の存在意義を支える大きな柱です。しかし、教育プログラムの実施を専門的に助けてくれる職員（教育的専門職）がまったく存在しないなか、定期的に異動する事務職員と、研究の傍ら授業をする教員とが、手で水を漕いで舟を進ませている状態です。それ故、教育効果をできるだけ少ないコストで発揮させるための見直しが必要で。

すでに政治学については、数年前に大学院教育の効率化に着手済で、アメリカの大学院と同様にコースワークを積ませて、新人を研究者として育てていく効果的なプロセスを確立しました。そろそろ5年目ですので、その成果である若手研究者が育ってきているところです。

他方、グローバル教育としてGMATやASEAN plusという新たなプログラムが導入されました。導入初期の興奮が収まりつつある今、これをどのように既存の学部教育や大学院教育に溶け込ませていくかが課題です。法科大学院の肥大化した授業提供の仕方も改善が必要です（あまりに大仰な認証評価制度の改善を求める必要があり、一筋縄ではいきませんが）。

第四に、大学という器の可能性を拡大するような研究教育の環境（さしあたりは後者）を模索することです。

そのひとつが、大学のOB・OGが総掛かりで支える授業です。法科大学院で「ワークショップ企業内法務」という授業を昨年度から開始しています。「六甲法友会」という東京の神戸大学同窓会組織が、日本を代表する企業で法務部長等の要職を

占める神戸大のOB・OGを糾合して作り上げた授業です。先輩が数十年ぶりに母校を訪れて後輩を教えますので、講師側の熱心さは尋常でなく、授業のみならず授業外の進路指導にまで及びます。われわれ大学教員には到底真似のできない新しい授業ができあがりました。

もうひとつは、日本を代表する著名実務家と私たちがコラボして教育を担う、弁護士等専用の博士号プログラム「トッピーヤーズ・プログラム」です。授業は、有楽町、梅田、六甲台の教室をテレビ会議システムでつないで、今年4月から開始します。

このプログラムは、日本の法律実務の高度化や萌芽的実務の普及のためには、大学院の博士号教育こそが役立つのではないかと、ちよつとした発想の転換の産物です。法学研究科の教授・准教授陣がもつ非常に強くて深いネットワーク力を駆使して、大学に「どの弁護士でも学びたいと思うトップ弁護士」をお招きし、法曹界で生き抜くための方策を求める若手・中堅の弁護士を引き合わせる場として、大学が機能しようというわけです。今年2月の入試では、幸い驚くほど高水準の方にご応募いただきました。応募者の実に7割が東京での在職者でしたから、東京マーケットの弁護士間競争の激しさが垣間見られました。

以上、法学研究科の現状を4つの課題に分けて描いてみました。刻々と変わっていく環境に対応して生き抜くべく変化を試みているわけですが、いまから30年後の「未来」からは、私たちの努力はどう見えるのでしょうか。